

# 中沢小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月7日改訂

## いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

いじめ防止対策推進法第2条

## いじめを防止するための中沢小学校の基本的な考え方と内容

### いじめの未然防止

- ・安心できる人間関係づくり
- ・自己肯定感を高める授業
- ・協力を実感できる活動

- ・心のケアを重視し、安心して学校生活をスタートするカリキュラム編成
- ・ハートフル週間など、日常生活にある身近な事柄から周りのことを考える人権教育の推進
- ・地域の材を生かし、協力を実感できる総合的な学習、生活科、行事等の実践

### 早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さない体制強化
- ・教育相談の充実
- ・教職員の資質向上

- ・教科担任制などを取り入れた、様々な教職員による指導、支援体制の構築
- ・学校いじめ防止対策委員会による組織的対応
- ・年2回の定期的なアンケート、子ども一人ひとりの直接、教育相談
- ・人権研修、傾聴訓練、児童理解研修の実施

### 適切な対応・措置

- ・児童、保護者との信頼関係の確立
- ・関係機関との連携強化

- ・いじめにあった児童への支援と心のケア
- ・いじめに関係する児童への指導体制と中長期的な指導の構築
- ・警察を含めた関係機関と、校内委員会や保護者の適切な判断のもと速やかに連携。

## 中沢小学校いじめ防止対策委員会

### 組織の構成

管理職 児童支援専任 学年主任  
学級担任 養護教諭

必要に応じて  
学校カウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家

### 組織の役割

学校は、いじめの相談を受けたり、いじめの兆候に気づいたりするなど、いじめの疑いがある段階で、学校いじめ防止対策委員会を速やかに招集する。

この組織が中核となって方針の立案や対応を行う。また、いじめ防止のための職員研修を計画立案したり、アンケート調査等を実施して、実態把握に取り組んだりする。

# 中沢小学校 令和2年度児童指導校内年間指導計画

月	児童の取組	職員取組 (含研修)	保護者・地域への発信・取組 他機関連携等
4月	・学校生活のルール&マナーブックの共通理解 ・横浜プログラムを通じた学級づくり	・新年度の児童の実態把握・情報収集 ・児童理解 (引き継ぎ確認) ・児童指導上の確認事項の共通理解 ・学校生活のルール&マナーブックの共通理解 ・授業づくりコンセプトの確認 ・いじめについての研修	・入学式・学年懇談会・学校説明会等で基本方針説明 (学校経営方針、いじめ防止、虐待通告義務、弁済システム、金銭授受、ビーガルくん等)
5月	・良いタッチ悪いタッチ ・YPアセスメント実施 ・横浜子ども会議に向けた取組	・危機管理演習 (いじめ等)	・家庭訪問で家庭の教育方針等の情報収集等
6月	・学校再開後の心のアンケート ・YPアセスメント実施	・危機管理演習 (いじめ等) ・YPアセスメント実施と学級の実態把握や学習環境の整備	・学家地連で、学校の様子や教育方針・教育活動への協力の感謝を伝え、地域の方が気付いていることを把握する ・学校便りで生活実態調査を行うことを保護者に伝える
7月	・生活実態調査 (出席番号を記入するアンケート) ・アンケートをもとに教育相談 (児童全員)	・特別支援教育研修 ・職員傾聴訓練	・学校運営協議会で基本方針説明 ・個人面談による家庭との連携強化 ・夏休み前のコンビニ等地域への見守り依頼
8月 9月		・セクハラ防止研修 ・特別支援教育研修 ・人権研修 ・夏休み後の児童の実態把握と情報交換	
10月	・YPアセスメント実施	・学級の実態把握と学習環境の整備 ・危機管理演習 (いじめ)	
11月	・スマホ・携帯教室 ・いじめアンケート (無記名)	・傾聴訓練 (いじめ) ・幼稚園・保育園訪問	・学校評価アンケートの実施 ・学校便りでいじめアンケートを行うことを保護者に伝える
12月	・いじめアンケートをもとに、教育相談 (児童全員) ・人権週間の取組	・いじめについての研修	・個人面談による家庭との連携強化 ・冬休み前のコンビニ等地域への見守り依頼
1月	・学校生活についてのアンケート実施 (学級により必要に応じて：記名式)	・冬休み後の児童の実態把握と情報交換	・学校運営協議会 ・学校協力者授業参観給食交流会 ・学校評価アンケートの分析
2月	・YPアセスメント実施 ・6年生から5年生への引継ぎ式	・学級の実態把握と学習環境の整備 ・いじめ防止基本方針の見直し ・傾聴訓練	・入学説明会で基本方針説明 (学校経営方針、いじめ防止、虐待通告義務、弁済システム、金銭授受、ビーガルくん等) ・学家地連で、学校の様子や教育方針・教育活動への協力の感謝を伝え、地域の方が気付いていることを把握する
3月	・1年間のふり返りと次年度へ向けて (めあて)	・新年度への引継ぎ ・中学校への引継ぎ ・次年度に向けたまとめと計画立案	・春休み前のコンビニ等地域への見守り依頼

いじめ防止対策委員会  
月2回  
随時

## 重大事態への対処

**重大事態の定義**

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 (第1号)  
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 (第2号) いじめ防止対策推進法第28条

- ・学校いじめ防止対策委員会を中心として組織的かつ迅速に対応する。
  - ・直ちに関係機関と連携を図って対応する。
- ※ 必要があると認められる場合には、適宜この基本方針を改定し、公表していく。